

平成25年10月9日(水)に開催した第5回公立大学法人静岡文化芸術大学経営審議会の結果は次のとおりである。

1 議案

(1) 平成25年度第2回収支補正予算(案)について

ア 趣旨

教職員の給与削減による交付金執行残等を財源とする地震・防災対策事業の実施に伴う、収入及び支出の補正予算について、その承認を求める。

イ 主な意見

- ・地震・防災対策は中長期的な視点で取り組むべきであり、教職員の給与削減をして行うようなものではない。また、給与削減で捻出した財源だけでなく、なぜ、目的積立金や既定経費まで使用する必要があるのか。
- ・教職員には協議状況・経過を随時報告し、あわせて説明を行い理解を得るよう努めている。
- ・静岡県が職員の給与を削減して緊急防災対策の資金を捻出した趣旨を踏まえつつ、教職員の大事な給与を使用することから、地域における本学の役割を果たし、かつ、最大限有効に活用できるよう、剰余金や既定経費を含めて実施することとした。

ウ 審議結果

以上の審議を踏まえ、議決された。

(2) 静岡文化芸術大学学則の一部改正について

(3) 静岡文化芸術大学大学院学則の一部改正について

ア 趣旨

学部及び大学院の入学金について、「県内の者」の額を適用する場合の、県内に在住する期間の基準日を「入試の手続き日」から「入学する日」に統一することとする、学則及び大学院学則の一部改正について、その承認を求める。

イ 主な意見

- ・グローバルな時代の中で、県内者、県外者を分けるべきではないのではないかと。
- ・本学は県が設立する公立大学法人であり、県から交付金を受けているためである。他の公立大学でも同様の制度としているところが多い。

ウ 審議結果

以上の審議を踏まえ、議決された。

2 報告事項

- ・受動喫煙防止に向けての取組みについて

事務局から、本学敷地内での受動喫煙防止に向けて、衛生委員会での協議を経て、段階的に喫煙場所を廃止し、平成27年度から敷地内全面禁煙を実施することについて、報告がされた。

以上により議事を終了